

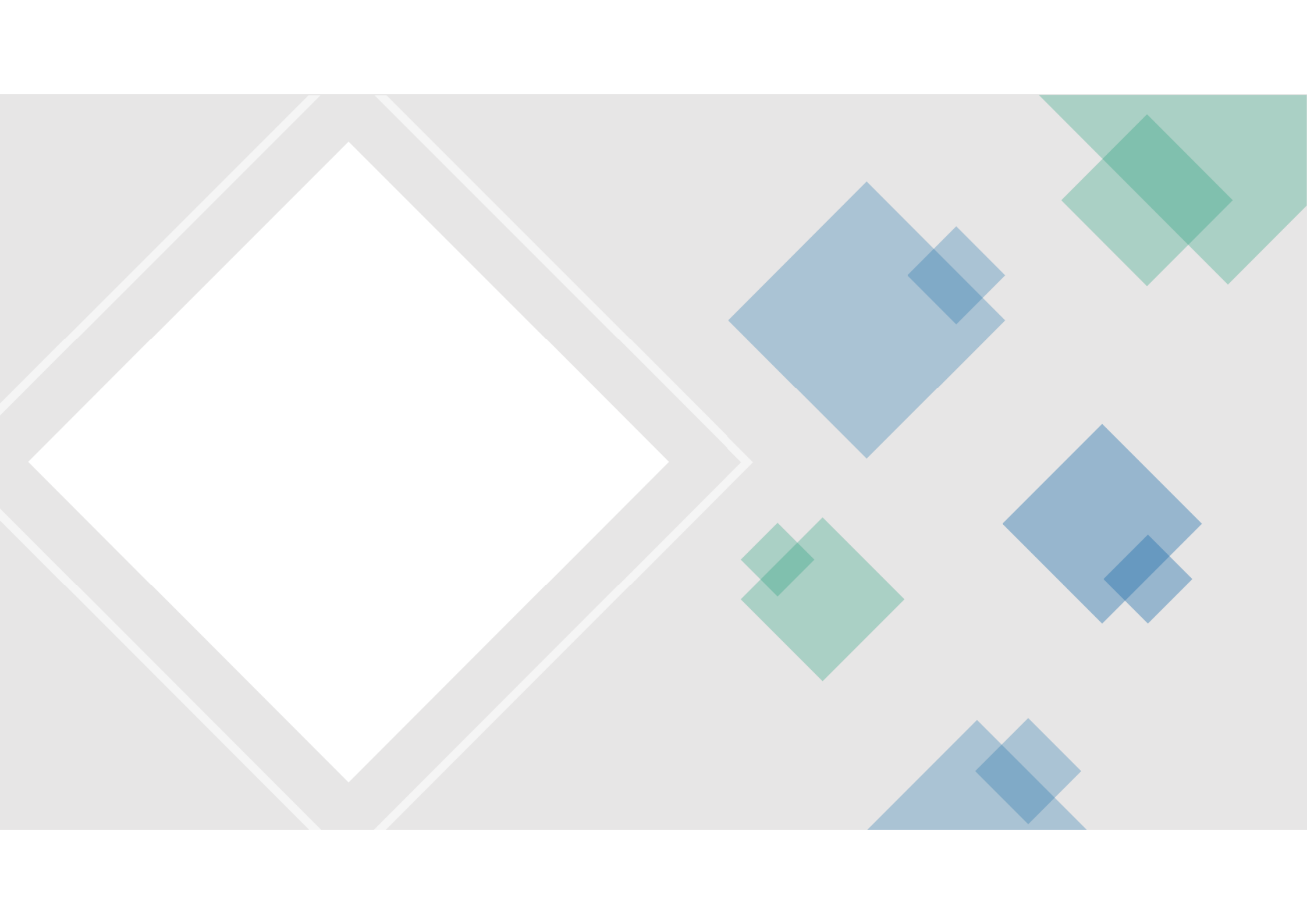
資料 1

# 対馬市内の浄化槽の状況 と届出書類について

対馬保健所 衛生環境課  
佐護 優

# 本日の内容

- 対馬市内の浄化槽の状況について
- 届出書類と設置等に係る運用について
- 浄化槽設備士、保守点検業者、浄化槽管理士について



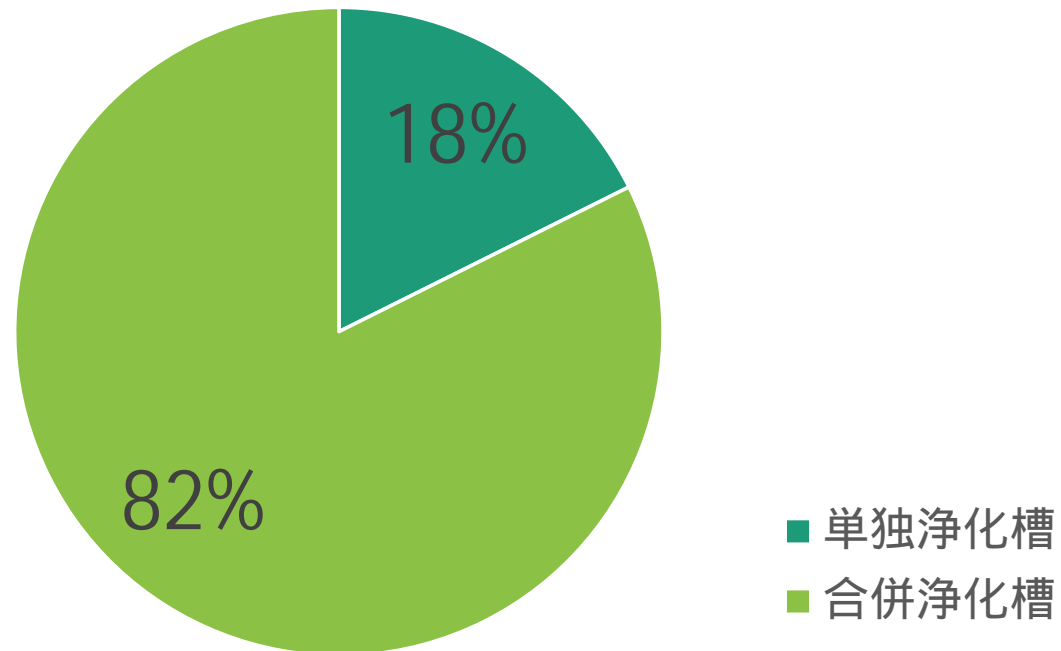
# 対馬市内の浄化槽の 状況について

## ● 対馬市内の浄化槽設置状況

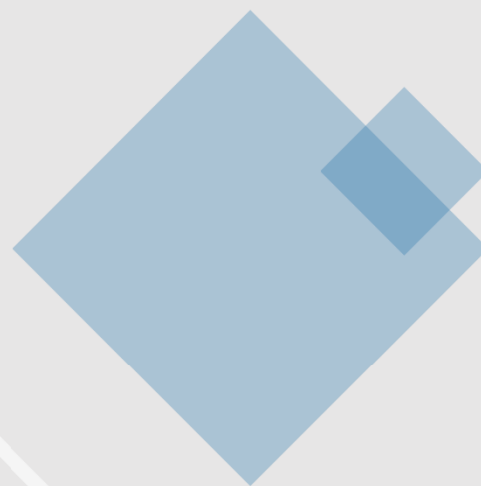
年度末	令和4年	令和3年	令和2年	令和元年	平成30年
浄化槽設置基数	2,989	2,981	2,942	2,896	2,842

新規設置数は平均60件前後

## ● 単独浄化槽・合併浄化槽の割合（令和4年度末時点）



# 届出書類について



# 1. 浄化槽設置届

- 遅くとも着工の10日前までに届出を！
- 届出～受理書発出の決裁までは平均3営業日
- 特殊な事例の場合は、事前相談の徹底を
- 補助金の交付決定通知後の着工となるため、余裕をもって届出していただくようお願いします。

## 2 - 1 . 人槽算定について（全般事項）

- 浄化槽の設計・施工上の運用指針 2015年版
- JIS A 3302-2000
- 住宅：ただし書による緩和規定あり  
「一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準におけるただし書の取扱要領」  
： 7人槽    5人槽

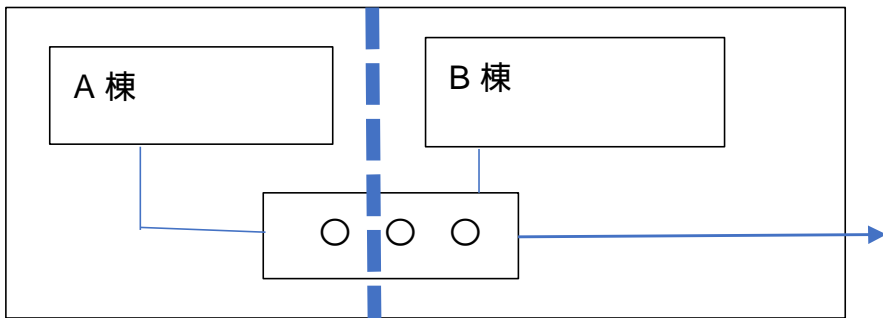
## 2 - 2 . 同一敷地内の浄化槽の取り扱い

- 「敷地」一の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地（建築基準法第1条の1）
- 浄化槽は、原則として同一敷地につき1基とする  
（長崎県浄化槽事務取扱要領第2（4））
- **1建築物に1浄化槽**が原則
- （事例1）2戸を1つの浄化槽で処理する事例
- （事例2）1人が所有する土地に複数の住宅がある場合の浄化槽の取り扱い

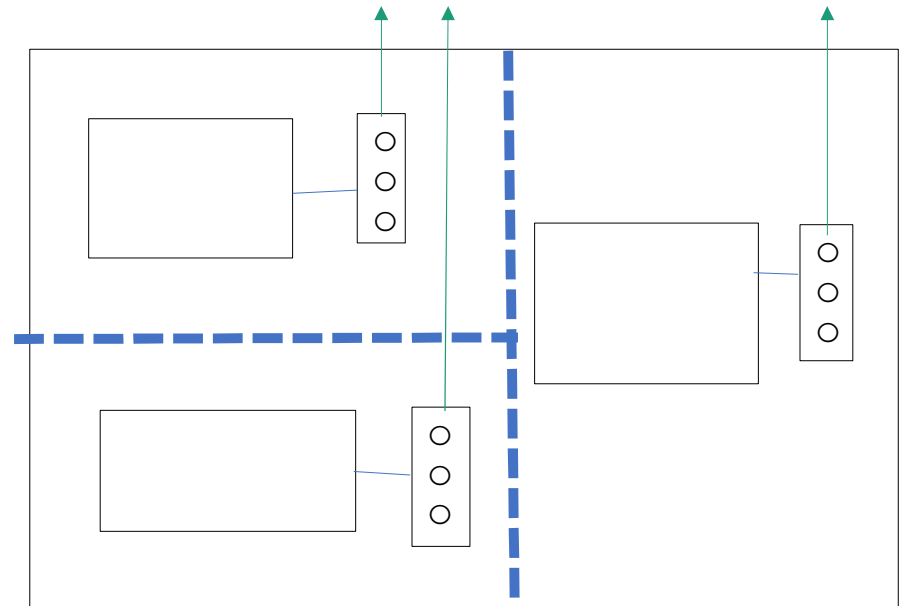


## 2 - 2 . 同一敷地内の浄化槽の取り扱い

事例 1



事例2



## 2 - 3 . 倉庫の取り扱いについて

- 原則主たる用途の一部として算定
- 倉庫の占める割合が概ね 1 / 4 以上  
: [ 作業場関係イ ]  $n=0.75P$ (業務用厨房あり)または  
 $n=0.30P$  ( 業務用厨房なし ) により算定可
- 浄化槽の設計施工上の運用指針P 2 4
- ( 事例 3 ) 使用見込みのない倉庫の水道栓の  
取扱いについて

### 3 . 改善措置状況報告書について

別紙

改善措置状況報告書

令和 年 月 日

(浄化槽清掃・保守点検業者名)

住所:

氏名:

連絡先:

令和〇年〇月の浄化槽法に基づく法定検査の結果で不適正であった浄化槽について下記のとおり改善措置の実施状況を報告します。

記

浄化槽設置場所:

浄化槽管理者:

改善措置内容:(保守点検実施年月日:令和 年 月 日)  
(清掃実施年月日:令和 年 月 日 ※清掃不適正の場合)

※保守点検記録表や清掃の記録等の資料を添付すること。

不適正の浄化槽については、「改善措置状況報告書」の提出を忘れずにお願いいたします！

# 4 - 1 . 休止・再開の手続きについて

## ● 浄化槽使用休止届出書

## ● 浄化槽使用再開届出書

様式第一号（第九条の三関係）

年 月 日

都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長） 殿

届出者  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

浄化槽の使用の休止に当たつて当該浄化槽の清掃をしたので、浄化槽法第 11 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番	
2 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水
3 清掃の年月日	年 月 日
4 休止の予定年月日	年 月 日
5 休止の理由	
6 再開の予定年月日	年 月 日
7 消毒剤の撤去	撤去の実施年月日 年 月 日 撤去を実施した者の氏名又は名称

※事務処理欄

（注意）  
1 ※欄には、記入しないこと。  
2 ※欄は、該当する事項を○で囲むこと。  
3 ※欄は、電気又は水道の使用を定める予定の年月日を踏まえて記載すること。

添付書類：1点

休止直前の  
清掃記録表

備考  
長崎県補足事項 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。  
2 本届出書は管轄の保健所へ提出すること。  
3 届出者は浄化槽管理者とすること。  
4 電話番号は届出後連絡を取ることができる番号を記載すること。  
5 2欄について単独処理浄化槽の場合①を、合併処理浄化槽の場合②を選択すること。  
6 2欄について同一敷地に複数の浄化槽がある場合は人槽等休止する浄化槽を特定できる情報を付記すること。  
7 4欄について既に休止している場合は実際の休止年月日を記載すること。  
8 6欄について未定の場合はその旨記載すること。ただし、いずれの場合も1年以上使用しない見込みであること。  
9 休止直前に実施した浄化槽清掃記録票（写）を添付すること。

様式第一号の二（第九条の四関係）

年 月 日

都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長） 殿

届出者  
住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

浄化槽の使用を再開したので、浄化槽法第 11 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番	
2 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水
3 使用再開年月日	年 月 日
4 再開の理由	

※事務処理欄

（注意）  
1 ※欄には、記入しないこと。  
2 ※欄は、該当する事項を○で囲むこと。

備考  
長崎県補足事項 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。  
2 本届出書は管轄の保健所へ提出すること。  
3 届出者は浄化槽管理者とすること。  
4 電話番号は届出後連絡を取ることができる番号を記載すること。  
5 2欄について単独処理浄化槽の場合①を、合併処理浄化槽の場合②を選択すること。  
6 2欄について同一敷地に複数の浄化槽がある場合は人槽等休止する浄化槽を特定できる情報を付記すること。  
7 下記の書類を添付すること。  
8 ①使用開始前の浄化槽保守点検記録票（写）を添付すること。  
9 ②保守点検委託契約書（写）  
10 ③清掃委託契約書（写）  
11 ④浄化槽協会への法定検査依頼書（写）

添付書類：4点

● 使用開始前の  
保守点検記録票

● 保守点検委託契約書

● 清掃委託契約書

● 法定検査依頼書

## 4 - 2 . 使用休止届出書について

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

長崎県補足事項

- 1 本届出書は管轄の保健所へ提出すること。
- 2 届出者は浄化槽管理者とすること。
- 3 電話番号は届出後連絡を取ることができる番号を記載すること。
- 4 2欄について単独処理浄化槽の場合①を、合併処理浄化槽の場合②を選択すること。
- 5 2欄について同一敷地に複数の浄化槽がある場合は人槽等休止する浄化槽を特定できる情報を付記すること。
- 6 4欄について既に休止している場合は実際の休止年月日を記載すること。
- 7 6欄について未定の場合はその旨記載すること。ただし、いずれの場合も1年以上使用しない見込みであること。
- 8 休止直前に実施した浄化槽清掃記録票（写）を添付すること。

- 「清掃の年月日」
- 「休止の予定年月日」
- 「消毒剤の撤去」欄

記載をお願いいたします！

## 4 - 3 . 使用休止時の注意点

- 消毒剤の撤去を忘れずに
- 「保健所におけるみなし休止・廃止手続き」について
  - : みなし休止 再開の場合は、再開届の提出を

## 5 . 浄化槽の埋め戻しについて

- 浄化槽の入替時など：既存浄化槽の撤去が原則
- 建物の基礎と隣接し、浄化槽を撤去すると建物自体の安定性を損なう場合など

浄化槽のくみ取り清掃後、消毒を行い砂を入れて埋め戻すことを認める

理由書の提出が必要（設置届と一緒に）

建物が解体されるなど、撤去が可能になった場合は速やかに撤去すること



浄化槽設備士、  
保守点検業者、  
浄化槽管理士について



## 6 . 浄化槽設備士の営業所の設置について

- R5.8.1 ~ 浄化槽法の施工及び運用について一部改正
- 浄化槽設備士について、 ~ のことが可能に
  - 各工事現場において実地に監督すること
  - テレワークにより営業所における業務に従事すること
  - ③ 他の営業所との兼務を行うこと
    - 他の浄化槽工事業者の営業所は含まない

# 7 - 1 .浄化槽保守点検業登録申請について

様式第1号（第2条関係）

## 浄化槽保守点検業登録申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

申請者

ふりがな  
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） -

長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第4条第1項の規定により、浄化槽保守点検業の登録を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 営業所の名称及び所在地	名称	所在地	
2 役員氏名 法人の場合のみ記入すること。	役職名		
3 営業区域に係る市町名			
4 営業所ごとの浄化槽管理士の氏名及び研修の受講状況  ※研修の受講状況については、令和5年4月1日以降は記入必須。	営業所名	浄化槽管理士氏名	研修の受講状況

**浄化槽管理士研修の受講状況に関する記載項目があります！  
修了証の添付を忘れずに**

<p>「研修の受講状況」の欄に、浄化槽管理士ごとに、下記のアからウのうち該当する記号を記入すること。 なお、その状況は、条例第3条第1項の登録の日（同条第3項の規定によりその更新を受けようとする場合にあっては、現在の登録の有効期間の満了の日の翌日）の3年前の日以降の状況とする。</p> <p>ア. 研修受講済み。 イ. 上記ア以外で、浄化槽管理士免状を取得。 ウ. 上記ア及びイ以外で、研修受講予定。この場合、受講予定年月日も併せて記載すること。</p>			
5 浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地	営業区域の市町名	浄化槽清掃業者 氏名又は名称 営業所の所在地	
			号までに該当しないことを誓約
			法人であるときは登記事項証明
			所を設置する市の長の浄化槽保守の旨を明らかにする書面
			(5) 営業所に置かれる浄化槽管理士が交付を受けた浄化槽管理士免状の写し
			(6) 営業所に置かれる浄化槽管理士が条例第10条第4項に規定する研修を受講したことを証明する書類
			(7) 条例第10条第5項に規定する器具の明細書
			(8) 申請者以外の者が、その営業所の浄化槽管理士であるときは、その者に係る住民票の抄本及び雇用契約書の写しその他浄化槽管理士に対する使用関係を証する書類
			(9) その他知事が必要と認める書類

- 備考 1. 本申請書及び添付書類はそれぞれ2部提出すること。  
2. 欄内に書き終わらないときは、別紙に記入すること。

## 7 - 2 . 「浄化槽管理士研修」について

- 「長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」第10条第4項の規定により、**令和5年4月1日以降**に登録又は更新を受ける浄化槽保守点検業者について適用 . . .
- 対象 : 「**営業所に置かれる浄化槽管理士**」 . . .
- 研修を受講しなければならない期間  
: 「登録条例」第10条第4項に定めた日**以降**  
申請書に「研修を受講したことを証明する書類」を添付  
: **登録の申請を行うまで**に受講が必要

# 長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

## 第10条 第4項

「営業所に置かれる浄化槽管理士は、第3条第1項の登録の日（同条第3項の規定によりその更新を受けようとする場合にあっては、現在の登録の有効期間の満了の日の翌日）の3年前の日以降に、浄化槽管理士免状を取得し、又は前項の研修のうち規則で定めるものを受講した者でなければならない。」

浄化槽の保守点検に関する研修で、

- ・ (一財)全国浄化槽団体連合会
- ・ (公財)日本環境整備教育センター
- ・ 指定検査機関

のいずれかが実施するもの

# 営業所に置かれる浄化槽管理士とは？

- 登録条例の手続きにおいては、  
登録の申請書又は変更の届出書に記載した浄化槽管理士
  - 保守点検業の実務においては、  
浄化槽の保守点検業やその実地での監督を行う浄化槽  
管理士
- ⇒ その事業所に所属する浄化槽管理士の国家資格を  
有する者全員を意味するものではない！

最後に...

浄化槽の適正な維持管理のためには、  
浄化槽管理者の皆様や行政だけでなく、  
施工業者・保守点検業者・清掃業者の皆様の  
ご協力が必須です！  
今後ともよろしくお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました！